

11月は「ねんきん月間」です・・・ あなたの年金は大丈夫ですか？

# 正しい知識でしっかりチェックを！

年金についての信頼が揺らいでいますが、確実な収入源である国民年金や厚生年金などの公的年金は、老後の生活設計になくてはならないものです。こんなときだからこそ、自分の年金についてしっかりと確認しましょう。

## 「年金受給」Q&A 年金額を増やす方法など



**Q** 年金を受給するため  
の資格期間は…

**A** 年金を受けるために  
は、国民年金保険料  
の納付済期間（保険  
料の免除期間等を含む）や厚  
生年金の加入期間などの合計  
が、25年（300月）以上必  
要となります。保険料の納付  
期間などが不明な場合は、早  
めに確認して受給資格が得ら  
れるようにしましょう。

60歳に達した時の納付期間  
などの合計が、25年に満たな  
い場合には次のような制度が  
あります。

・資格取得が目的の  
高齡任意加入

60歳から65歳まで任意加入  
して、年金受給権を取得する  
ことができます。それでも受  
給権を得られない人は、65歳  
から70歳までの間、特例で任  
意加入することができます。  
（特例は、昭和40年4月1日以  
前に生まれた人が対象です。）  
任意加入は、実際に申し込

みをした月から納付すること  
ができます。ただし、免除は  
受けられません。

**Q** 年金額を増やす制度  
があるそうですが…

**A** 次の制度があります。  
・付加年金

国民年金の第1号被保険者  
（自営業・学生など）は、毎  
月の国民年金保険料に月額  
400円の付加保険料を上乗  
せして納めることで、将来、  
老齡基礎年金と併せて付加年  
金を受給することができます。  
付加年金の受給金額は、付加  
年金を納めた月数に200円  
を乗じた金額です。

・増額目的の高齡任意加入

60歳以上で、受給資格期間  
は満たしていても、加入した  
期間の短い人は、年金額が少  
なくなるため、60歳から65歳  
の間、国民年金に任意加入し  
て納付を続けることで、年金  
額を増やすことができます。

**Q** 年金を65歳より早く  
（または遅く）受給  
したいのですが…

**A** 老齡基礎年金の受給  
開始年齢は、原則と  
して65歳です。しか  
し、60歳以降で、65歳になる  
前に希望して請求すれば、請  
求時の年齢に応じて減額され  
た年金を受け取ることもでき  
ます。これを、繰り上げ支給  
といいます。ただし、次の点  
に注意して請求は慎重に行っ  
てください。

①年金額は請求の時期に応じ  
て減額され、支給率は生涯  
変わりません。  
②請求した翌月分からの支給  
となります。（さかのぼって  
支給されません。）

③65歳までは遺族厚生年金と  
同時には受けられません。  
④請求後、障害の状態になっ  
ても障害基礎年金は受けら  
れません。

⑤請求後、夫が死亡しても、  
寡婦年金は受けられません。  
⑥請求後、受給する前に死亡  
しても遺族が寡婦年金や死  
亡一時金などの給付を受け  
ることはできません。  
⑦繰り上げ請求をした後に、  
請求の取り消し、変更はで  
きません。

また、66歳以降に希望して  
請求すれば、請求時の年齢に  
応じて増額された年金を受け  
とることができます。これを  
繰り下げ支給といいます。  
なお、この場合も請求後の  
支給率は生涯変わりません。

## 年末調整や確定申告には 「社会保険料控除証明書」が必要です

9月30日(火)までに国民年金保険料の  
納付をした人には、社会保険庁から  
「社会保険料控除証明書」が11月中に  
送付されます。また、10月1日(水)以降  
にはじめて納付した人には、来年2月  
初旬に送られます。

### <お問い合わせ・再交付受付>

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117

IP電話☎03-6748-8882

{11月4日(火)から平成21年3月13日(金)  
までの平日、午前9時から午後5時  
まで}



## 「ねんきん特別便」Q&A 未着の人はお問い合わせを



**Q** 「ねんきん特別便」が届きません。

**A** 「ねんきん特別便」は、昨年12月から今年の10月をめぐりに、すべての年金受給者・現役加入者を対象に送付されていきます。

**Q** 記録が合っているかどうかよくわからないのですが…

**A** まずは勤めていた会社、勤務期間などを書き出して、自分史を作ってみましょう。

「ねんきん特別便」と照らし合わせてみると、記録の漏れているところが見つかるかもしれません。また、記録が漏れている可能性が高い人は次のような人です。



今年の4月から毎月第1・第3木曜日に、市役所1階の待合スペースで実施している社会保険労務士による「ねんきん特別便」無料相談は、11月20日(木)で終了します。通常の年金相談は、毎月第2木曜日の午後1時から4時まで、引き続き行っていますのでご利用ください。

**A** 国民年金制度は、昭和35年10月から始まりましたが、実際に

**Q** 年金手帳には国民年金の取得は昭和35年10月からとなっているのに、「ねんきん特別便」のお知らせには、昭和36年4月となっています。

**A** 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた人は、記録が統合されていないことがあります。統合する手続きが必要です。社会保険事務所または「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご相談ください。

**Q** 結婚する前に勤めていた記録が載っていません。

**A** 結婚する前に勤めていた記録が載っていないことがありますが、転職をした、転職が多い、脱サラした、結婚して性が変わる前に、会社に勤めていた、転職をしなくても、転勤や出向をした、勤めていた会社が「閉鎖」「倒産」「合併」「社名変更」したことがある。

**Q** 転職をした、転職が多い、脱サラした。

**Q** 結婚して性が変わる前に、会社に勤めていた。

**Q** 転職をしなくても、転勤や出向をした。

**Q** 勤めていた会社が「閉鎖」「倒産」「合併」「社名変更」したことがある。

保険料の徴収が開始されたのは、昭和36年4月からだったためです。

**A** 第3号被保険者（サラリーマンの妻など）の制度ができたのは、昭和61年4月です。この制度ができるまでは、厚生年金、共済年金加入者の被扶養配偶者の国民年金への加入は任意でした。したがって任意加入の手続きをしていない人は未加入期間となります。

**Q** 「年金加入記録照会票」で調査依頼した結果について納得できません。

**A** 本人の立場に立って公正に判断を行う「年金記録確認第三者委員会」に申し立てをすることができます。窓口は社会保険事務所です。

**Q** 夫が会社員で、夫の扶養になっていた期間が空白です…

**その他のポイント**  
・照会結果の回答や、訂正された記録が年金額に反映されるまで、現在、およそ半年から1年かかっています。  
・特別便への回答後、間違い（漏れ）に気づいたら、専用ダイヤル等へご連絡を。

**お問い合わせはこちらまで**

- ◆ **ねんきん特別便専用ダイヤル**（年金記録照会の相談も含む）  
☎ 0570-058-555（I P 電話・PHSの場合は ☎ 03-6700-1144）
- ◆ **ねんきんダイヤル**（年金相談全般）  
☎ 0570-05-1165（I P 電話・PHSの場合は ☎ 03-6700-1165）
- ◆ **熊谷社会保険事務所**（国民年金に関する相談）  
☎ 048-522-5158
- ◇ **市民課年金保険係**  
☎ 25-1114  
**総合支所市民課年金保険係**  
☎ 72-1331（内線 334）
- ☆ 市役所では、本人に代わっての電話照会や照会結果の説明、社会保険事務所への照会申出書等の取次ぎ、本庄市への国民年金保険料の納付確認等を行っています。（年金手帳を持って、窓口にお越しください。）

※相談の際は、基礎年金番号が必要になります。